

経済産業省

20200715 保局第2号

令和2年7月30日

公益社団法人日本保安用品協会
会長 松村 不二夫 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦



令和2年度全国鉱山保安週間について

経済産業省は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止を図るため、本年度においても、別紙のとおり令和2年度全国鉱山保安週間実施要綱を定め、令和2年度全国鉱山保安週間を実施します。

つきましては、貴職におかれましても、貴傘下の鉱業権者等に対する周知等、効果的な実施のための対応をお願いいたします。

令和2年度全国鉱山保安週間実施要綱

令和2年7月
経済産業省

1. 目的

全国鉱山保安週間は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって危害及び鉱害の防止に資することを目的として、昭和25年から毎年実施している。

これまで、鉱山では、鉱業労働災害防止計画や特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針などにに基づき、国・事業者が一体となって危害及び鉱害の防止対策に取り組み、この努力もあって鉱山災害及び鉱害は長期的には大幅に減少している。

令和元年の鉱山災害による罹災者数も24名と前年に比べ減少したが、死亡者2名を含む重篤災害は引き続き発生し、また、台風により発生した停電、道路崩落の影響で、坑廃水処理施設の機能維持が困難になるといった事態も一部の鉱山で発生している。

これら災害発生の要因としては、危険軽視・慣れといった危険を認識しながら不安全な行動を取ることによる災害の発生や、雨の降り方の局地化・集中化・激甚化といった気候変動に伴う環境変化などが考えられ、熟練作業員を含めた保安教育の徹底、環境変化を踏まえた坑廃水処理施設の機能維持の在り方について改めて求められている。

これらを踏まえ、令和2年度においても、各鉱山及び関係団体と幅広く連携・協力し、全国鉱山保安週間を展開し、鉱山における保安意識の高揚を図るとともに、自主保安活動の一層の推進を図ることとする。

2. 期間

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| (1) 準備期間 | 9月15日(火)から | 9月30日(水)まで |
| (2) 全国鉱山保安週間 | 10月1日(木)から | 10月7日(水)まで |
| (3) 事後の検討期間 | 10月8日(木)から | 10月31日(土)まで |

※例年は「国民安全の日(7月1日)」に合わせ、7月1日から7月7日の期間で開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため、開催時期を延期いたしました。

3. 主唱者

経済産業省

4. 実施者

各鉱山及び関係団体

5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (1) ホームページ等による広報
- (2) ポスター等広報資料の作成・配布
- (3) 講演会、鉱山見学会等の実施
- (4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等
- (5) その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は「全国鉱山保安週間」の趣旨を関係各位に対して周知し、次の取組事項につき優先順位を定め、効果的な実施を図り、もって日常の自主保安活動が活性化されるよう努める。

(1) 危害防止に関する取組事項

① 重篤な災害、発生頻度の高い災害の撲滅・防止に向けた取組

- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事項の計画、実施（特に発生頻度の高い「墜落」「車両系鉱山機械」「ベルトコンベア」に係る対策の実施等）

② 作業環境・施設等の点検、検査、整備

- ・作業環境（天盤、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）、保護具
- ・施設等（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修の実施等）
- ・鉱山労働者の高齢化を踏まえ、転倒災害防止に向けた作業環境の見直し

③ 保安に関する計画・規程等の見直しに関する取組（鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化）

- ・各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
- ・保安規程の記載内容の遵守状況等の評価及び見直し（作業手順、管理体制、災害時対応等）
- ・指差呼称、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）など日常的な保安活動の活性化
- ・ヒヤリハット報告や残留リスクに基づく危険箇所の表示等「危険の見える化」の実施

④ 保安教育に関する取組

- ・ヒューマンエラー対策等に関する講習会等の開催
- ・危険体感訓練や危険予知トレーニングなど災害に対する感性を養う取組の実施
- ・経験豊富な高年齢労働者のノウハウの継承のための取組

(2) 鉱害防止に関する取組事項

⑤ 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、集積場・沈殿池等の点検・検査・整備

- ・各施設の日々の点検項目の見直し、定期的な検査、必要な整備（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等）の実施
- ・未処理水の流出等の災害が発生した場合の連絡体制の確認、緊急時対応を計画する
- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事業の計画、実施
- ・坑廃水処理を必要とする休廃止した金属鉱山等のレジリエンス強化に関する措置すべき改善策の実施

⑥ 鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地等の整備

- ・採掘跡地及び集積場の覆土・植栽に向けた取組の実施

⑦ 鉱害防止に関する地域住民との懇談会等の実施

- ・鉱害防止に関する地域住民との懇談会、学生、生徒等に鉱害防止施設の公開、事業説明の実施等

(3) 保安に関する意識の高揚に関する取組事項

- ⑧ 鉱山保安に関する標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

※上記（１）～（３）の取組を実施する際は、「３つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）」を避け、新型コロナウイルス感染症対策について十分に留意しながら、取り組んでいただきますようお願いいたします。

※「３つの密」が避けられない場合は、無理に取組を実施せず、延期や中止を御検討ください。